

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-104892
(P2020-104892A)

(43) 公開日 令和2年7月9日(2020.7.9)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 47/20 (2006.01)	B 6 5 D 47/20 3 0 0	3 E 0 8 4
B 6 5 D 47/06 (2006.01)	B 6 5 D 47/06 4 0 0	

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2018-246056 (P2018-246056)
(22) 出願日 平成30年12月27日 (2018.12.27)

(71) 出願人 000006909
株式会社吉野工業所
東京都江東区大島3丁目2番6号
(74) 代理人 100186358
弁理士 齋藤 信人
(74) 代理人 100191145
弁理士 佐野 整博
(72) 発明者 立藏 亮
東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会
社吉野工業所内
Fターム(参考) 3E084 AA04 AA12 AB01 BA03 CA01
CB02 DA01 DB13 EA02 EB02
FA09 FC07 GA08 GB12 KA20
KB01 KB06 LA17 LB02 LC01
LD01 LD13

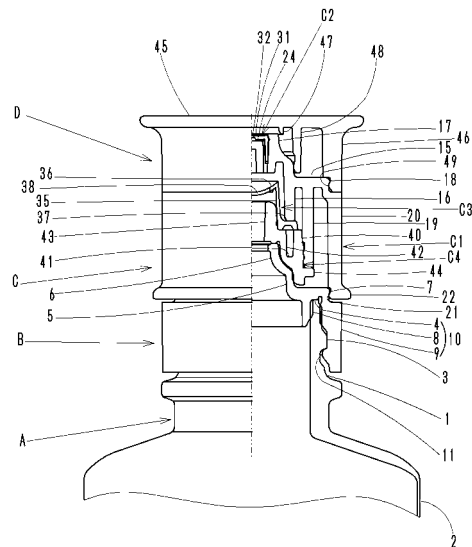
(54) 【発明の名称】 吐出容器

(57) 【要約】

【課題】 スクイズ容器のキャップ本体にアタッチメントを着脱可能に装着することにより、内容液を液状または霧状に切り替えて吐出することができる吐出容器を提供する。

【解決手段】 内容液が充填されたスクイズ容器Aと、スクイズ容器Aに装着されるキャップ本体Bと、キャップ本体Bに着脱可能に装着されるアタッチメントCと、キャップ本体BまたはアタッチメントCを覆う蓋体Dとを備える吐出容器であって、キャップ本体Bは、スクイズ容器Aの口部1に装着される装着部10と、内容液を液状で吐出する注出筒6とを有し、アタッチメントCは、キャップ本体Bに着脱可能に装着される本体C1と、本体C1の上部に装着され、内容液を霧状で吐出するノズルチップC2と、本体C1内に固定されるスリット弁C3と、本体C1内に装着され、スリット弁C3を固定する弁押えC4とを有することを特徴とする。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

内容液が充填されたスクイズ容器と、スクイズ容器に装着されるキャップ本体と、キャップ本体に着脱可能に装着されるアタッチメントと、キャップ本体またはアタッチメントを覆う蓋体とを備える吐出容器であって、

キャップ本体は、スクイズ容器の口部に装着される装着部と、内容液を液状で吐出する注出筒とを有し、

アタッチメントは、キャップ本体に着脱可能に装着される本体と、本体の上部に装着され、内容液を霧状で吐出するノズルチップと、本体内に固定されるスリット弁と、本体内に装着され、スリット弁を固定する弁押えとを有することを特徴とする吐出容器。

10

【請求項 2】

アタッチメントの本体は、リング状の基壁と、基壁の外周縁から垂設される外周壁と、基壁の内縁を貫通するように立設されるとともに下端がスリット弁と当接する内側壁と、内側壁の上端から連設される注出部と、注出部の下端から連結部を介して注出部に突出する突出部と、連結部に形成された注出孔と、基壁の外縁に設けられ、蓋体と係合する蓋係合部と、基壁の下面の所定の位置から垂設され、弁押えと嵌合する嵌合内筒とを有することを特徴とする請求項 1 に記載の吐出容器。

【請求項 3】

ノズルチップは、外周が本体の注出部内周に保持され、内周が本体の突出部との間で内容液の通路として確保される周壁と、周壁の上端を覆う隔壁と、隔壁の中心に設けられた噴霧孔と、隔壁の下面と突出部の上面との間で、隔壁側または突出部側のいずれか一方に設けられ、内容液を攪拌しながら噴霧孔に案内するスピン通路とを有することを特徴とする請求項 2 に記載の吐出容器。

20

【請求項 4】

スリット弁は、本体の内側壁内に入るとともに内周下部に弁押えが係合する環状筒と、環状筒の内周上端から下方に凹むように湾曲するスリット部と、環状筒の外周下部から突設され、上面に内側壁下端面が当接するとともに下面に弁押えが係合するフランジ部とを有することを特徴とする請求項 2 または 3 に記載の吐出容器。

【請求項 5】

弁押えは、外周が本体の嵌合内筒の内周に保持される嵌合壁と、嵌合壁の内周に連設されるリング壁と、リング壁の内縁から立設される内周壁と、外周下端が内周壁の内周上端に連設され、外周上部がスリット弁の環状筒の内周に係合する延長注出筒とを有することを特徴とする請求項 4 に記載の吐出容器。

30

【請求項 6】

アタッチメントは、流通時に本体に装着可能な流通用キャップをさらに有し、流通用キャップは、アタッチメントの本体の下端面に当接し、内方を封鎖する底板と、底板の中央から立設され、先端部がスリット弁のスリット部に当接する突部と、底板の外縁から立設され、本体と係合して封鎖状態を維持する筒壁とを有することを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載の吐出容器。

【発明の詳細な説明】

40

【技術分野】**【0001】**

本発明は、調味料、化粧品等の内容液を充填し、胴部をスクイズ（押圧）して押し出すスクイズ容器に装着して、内容液を液状または霧状に切り替えて吐出することができる吐出容器に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

従来から、各種の調味料をはじめ、化粧品や薬剤等の内容液をスクイズ容器に充填し、胴部をスクイズすることによって、内容液を吐出させる容器が使用されている。

また、スクイズによって、比較的広い範囲に内容液を霧状で吐出することが可能なキャ

50

ップも知られている（例えば、特許文献1参照）。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2016-68998号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上記特許文献1記載のスクイズ容器用のキャップは、スクイズにより霧状で吐出するには好都合であるが、途中で内容液を液状で吐出する必要が生じて、液状で吐出することができないという問題があった。

10

【0005】

本発明は、上記問題を解決することを課題とし、スクイズ容器のキャップ本体にアタッチメントを着脱可能に装着することにより、内容液を液状または霧状に切り替えて吐出することができる吐出容器を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明は、上記の課題を解決するため、吐出容器として、内容液が充填されたスクイズ容器と、スクイズ容器に装着されるキャップ本体と、キャップ本体に着脱可能に装着されるアタッチメントと、キャップ本体またはアタッチメントを覆う蓋体とを備える吐出容器であって、キャップ本体は、スクイズ容器の口部に装着される装着部と、内容液を液状で吐出する注出筒とを有し、アタッチメントは、キャップ本体に着脱可能に装着される本体と、本体の上部に装着され、内容液を霧状で吐出するノズルチップと、本体内に固定されるスリット弁と、本体内に装着され、スリット弁を固定する弁押えとを有することを特徴とする構成を採用する。

20

【0007】

吐出容器のキャップ本体に装着されるアタッチメントの実施形態として、アタッチメントの本体は、リング状の基壁と、基壁の外周縁から垂設される外周壁と、基壁の内縁を貫通するように立設されるとともに下端がスリット弁と当接する内側壁と、内側壁の上端から連設される注出部と、注出部の下端から連結部を介して注出部に突出する突出部と、連結部に形成された注出孔と、基壁の外縁に設けられ、蓋体と係合する蓋係合部と、基壁の下面の所定の位置から垂設され、弁押えと嵌合する嵌合内筒とを有することを特徴とする構成を採用し、また、ノズルチップは、外周が本体の注出部内周に保持され、内周が本体の突出部との間で内容液の通路として確保される周壁と、周壁の上端を覆う隔壁と、隔壁の中心に設けられた噴霧孔と、隔壁の下面と突出部の上面との間で、隔壁側または突出部側のいずれか一方に設けられ、内容液を攪拌しながら噴霧孔に案内するスピン通路とを有することを特徴とする構成を採用し、また、スリット弁は、本体の内側壁内に入るとともに内周下部に弁押えが係合する環状筒と、環状筒の内周上端から下方に凹むように湾曲するスリット部と、環状筒の外周下部から突設され、上面に内側壁下端面が当接するとともに下面に弁押えが係合するフランジ部とを有することを特徴とする構成を採用し、また

30

40

【0008】

また、吐出容器のキャップ本体に装着するアタッチメントの別の実施形態として、アタッチメントは、流通時に本体に装着可能な流通用キャップをさらに有し、流通用キャップは、アタッチメントの本体の下端面に当接し、内方を封鎖する底板と、底板の中央から立設され、先端部がスリット弁のスリット部に当接する突部と、底板の外縁から立設され、本体と係合して封鎖状態を維持する筒壁とを有することを特徴とする構成を採用する。

50

【発明の効果】

【0009】

本発明の吐出容器は、内容液が充填されたスクイズ容器と、スクイズ容器に装着されるキャップ本体と、キャップ本体に着脱可能に装着されるアタッチメントと、キャップ本体またはアタッチメントを覆う蓋体とを備え、内容液を液状で吐出するキャップ本体にアタッチメントを装着することにより、内容液を霧状で吐出することができ、スクイズ容器に充填された内容液を液状または霧状で吐出する吐出容器として、使用者が簡単に切り替えて使用することができる。

また、本発明の吐出容器のアタッチメントは、流通時に本体に装着可能な流通用キャップをさらに有し、流通用キャップは、アタッチメントの本体の下端面に当接し、内方を封鎖する底板と、底板の中央から立設され、先端部がスリット弁のスリット部に当接する突部を有することにより、流通用キャップの突部の先端部がスリット弁のスリット部の下面中央に当接し、かつ少し下から押し上げ、常にスリットを押し広げるので、流通時の時間経過などによりスリットが癒着してスリット自体が機能しなくなることを防止できる。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本発明の実施例における吐出容器にアタッチメントを装着した時の閉蓋状態を示す側面半断面図である。

【図2】本発明の実施例における吐出容器とアタッチメントとを分けた流通時の状態を示す側面半断面図である。

【図3】本発明の実施例におけるアタッチメントを示す図であり、(a)は本体の上面図、(b)は本体の側面半断面図である。

【図4】本発明の実施例におけるアタッチメントを示す図であり、(a)はノズルチップの側面半断面図、(b)はノズルチップの下面図、(c)はスリット弁の上面図、(d)はスリット弁の側面半断面図である。

【図5】本発明の実施例におけるアタッチメントを示す図であり、(a)は弁押えの半断面図、(b)は流通用キャップの側面半断面図である。

【図6】本発明の吐出容器における液状で吐出する状態を示す一部側面断面図である。

【図7】本発明の吐出容器におけるアタッチメント装着時の霧状で吐出する状態を示す一部側面断面図である。

【発明を実施するための形態】

【実施例】

【0011】

本発明の実施形態に係る吐出容器について、実施例に示した図面を参照して説明する。

図1において、Aはスクイズ容器、Bはスクイズ容器Aに装着されるキャップ本体、Cはキャップ本体Bに着脱可能に装着されるアタッチメント、Dはキャップ本体BまたはアタッチメントCに着脱可能に装着される蓋体であり、本実施例の吐出容器は、スクイズ容器Aと、キャップ本体Bと、アタッチメントCと、蓋体Dとを備える。

また、図2に示すように、流通時には、アタッチメントCは、流通用キャップEを装着することができる。

【0012】

スクイズ容器Aは、図1および図2に示すように、硬質な口部1と変形可能な軟質な胴部2を有し、口部1の外周面には、嵌合突部3が設けられている。

【0013】

キャップ本体Bは、スクイズ容器Aの口部1に装着される装着部10と、装着部10のリング状の上壁4の内縁から立設される側壁5と、側壁5の上端から段部を介して立設される注出筒6とを備えている。

【0014】

装着部10は、リング状の上壁4と、上壁4の外縁に設けられ、蓋体DまたはアタッチメントCと係合する環状の蓋係合部7と、上壁4の下面内周縁に垂設される内筒8と、上

10

20

30

40

50

壁 4 の下面外周縁から垂設される外筒 9 とから構成されている。

外筒 9 は、内周にスクイズ容器 A の口部 1 の嵌合突部 3 と係合する係合突部 1 1 が設けられている。

【 0 0 1 5 】

アタッチメント C は、図 1 および図 2 に示すように、キャップ本体 B に着脱可能に装着される本体 C 1 と、本体 C 1 の上部に装着されるノズルチップ C 2 と、本体 C 1 内に固定されるスリット弁 C 3 と、本体 C 1 内に装着され、スリット弁 C 3 を固定する弁押え C 4 とから構成されており、流通時には、本体 C 1 に流通用キャップ E が装着される。

【 0 0 1 6 】

本体 C 1 は、図 2 および図 3 に示すように、リング状の基壁 1 5 と、基壁 1 5 の内縁を貫通するように立設されるとともに下端がスリット弁 C 3 と当接する内側壁 1 6 と、内側壁 1 6 の上端から段部を介して連設される注出部 1 7 と、基壁 1 5 の外縁に設けられ、蓋体 D と係合する環状の蓋係合部 1 8 と、基壁 1 5 の下面の所定の位置から垂設され、内周下部が弁押え C 4 と嵌合する嵌合内筒 1 9 と、基壁 1 5 の下面外周縁から垂設される外周壁 2 0 とから構成されている。

外周壁 2 0 の下部には、内周にキャップ本体 B の蓋係合部 7 とアンダーカット嵌合して装着される装着係合部 2 1 が設けられ、外周に流通用キャップ E を装着する環状の嵌合突条 2 2 が設けられている。

【 0 0 1 7 】

注出部 1 7 の内周下端部には、3カ所の連結部 2 3 を介して円筒状の突出部 2 4 が連設されており、それぞれの連結部 2 3 の間に、注出孔 2 5 が形成され、また、突出部 2 4 には、注出孔 2 5 に連通し、内容液の通路となる3カ所の縦溝 2 6 が形成されている。また、縦溝 2 6 は、少なくとも1カ所形成されていけばよい。

注出部 1 7 内周と突出部 2 4 外周との間の環状溝内にノズルチップ C 2 が装着される。

【 0 0 1 8 】

ノズルチップ C 2 は、図 2、図 4 (a) および (b) に示すように、外周が本体 C 1 の注出部 1 7 内周に凹凸嵌合によって嵌合保持され、内周が突出部 2 4 の縦溝 2 6 とで内容液の通路として確保される周壁 3 0 と、周壁 3 0 の上端を覆う隔壁 3 1 とを備えている。

隔壁 3 1 の上面は、中央部がすり鉢状になっており、その中心には噴霧孔 3 2 が設けられており、隔壁 3 1 の下面は、突出部 2 4 の上面とともに内容液を攪拌しながら噴霧孔 3 2 に案内するスピン通路 3 3 が設けられている。

【 0 0 1 9 】

スリット弁 C 3 は、図 2、図 4 (c) および (d) に示すように、本体 C 1 の内側壁 1 6 内に入るとともに内周下部に弁押え C 4 が係合する環状筒 3 5 と、環状筒 3 5 の内周上端から下方に凹むように湾曲するスリット部 3 6 と、環状筒 3 5 の外周下部から突設され、上面に内側壁 1 6 下端面が当接するとともに下面に弁押え C 4 が係合するフランジ部 3 7 とからなり、スリット部 3 6 には、十字状のスリット 3 8 が設けられている。

【 0 0 2 0 】

弁押え C 4 は、図 2 および図 5 (a) に示すように、外周が本体 C 1 の嵌合内筒 1 9 の内周下部に凹凸嵌合によって嵌合保持される嵌合壁 4 0 と、嵌合壁 4 0 の内周に連設されるリング壁 4 1 と、リング壁 4 1 の内縁から立設される内周壁 4 2 と、外周下端が内周壁 4 2 の内周上端に連設され、外周上部がスリット弁 C 3 の環状筒 3 5 の内周下部に係合する延長注出筒 4 3 とから構成されている。

【 0 0 2 1 】

嵌合壁 4 0 の外周には、上面が嵌合内筒 1 9 の下端面に当接し、弁押え C 4 が本体 C 1 に対して上にズレないようにするフランジ 4 4 が突設されている。

弁押え C 4 は、嵌合壁 4 0 の外周上部が本体 C 1 の嵌合内筒 1 9 の内周下部に嵌合保持されることで、延長注出筒 4 3 の外周がスリット弁 C 3 の環状筒 3 5 の下部内周と係合し、また、本体 C 1 の内側壁 1 6 の下端面と、嵌合壁 4 0 上端面および内周壁 4 2 の上端面との間でスリット弁 C 3 のフランジ部 3 7 を挟持し、アタッチメント C 内にスリット弁 C

10

20

30

40

50

3を保持するようになっている。

【0022】

蓋体Dは、図1および図2に示すように、頂壁45と、頂壁45の周縁部から垂設された側周壁46とを備え、頂壁45の下面には、閉蓋時にキャップ本体Bの注出筒6またはアタッチメントCの本体C1の注出部17の外周面上端に軽く当接する位置に内側リング47が垂設され、その外側には、内周下部がキャップ本体Bの側壁5または本体C1の内側壁16の外周上部に当接し、内方を密封する外側リング48が垂設されている。

側周壁46の下部内周には、キャップ本体Bの蓋係合部7またはアタッチメントCの本体C1の蓋係合部18とアンダーカット嵌合して係合し、閉蓋を維持する係合突部49が設けられている。

10

【0023】

流通用キャップEは、図2および図5(b)に示すように、アタッチメントCの本体C1の外周壁20の下端面に当接し、外周壁20の内方を封鎖する底板50と、底板50の中央から立設され、外周上部が弁押えC4の延長注出筒43内の下方から挿入された棒状の突部51と、底板50の外縁から立設され、内周が外周壁20の嵌合突条22と嵌合する筒壁52とから構成されている。

突部51の高さは、図2に示すように、流通用キャップEをアタッチメントCに装着した時に突部51の先端部がスリット弁C3のスリット部36の下面中央に当接し、かつ少し下から押し上げるような高さであることが好ましい。

筒壁52の内周には、外周壁20の嵌合突条22と係合し、閉蓋状態を維持させる係合部53が設けられている。

20

【0024】

次に、本実施例の使用態様と作用効果について説明する。

本実施例の吐出容器は、流通時には、図2に示すように、内容液を充填したスクイズ容器Aに、蓋体Dを装着したキャップ本体Bを装着して密封状態で出荷される。

また、アタッチメントCは、流通用キャップEを装着し、吐出容器と別体でアタッチメント部品として吐出容器に添付される。

【0025】

流通時のアタッチメントCは、流通用キャップEの突部51の先端部がスリット弁C3のスリット部36の下面中央に当接し、かつ少し下から押し上げ、常にスリット38を押し広げるので、流通時の時間経過などによりスリット38が癒着してスリット自体が機能しなくなることを防止できる。

30

【0026】

流通時の吐出容器の場合、閉蓋時には、蓋体Dの側周壁46の係合突部49と、キャップ本体Bの蓋係合部7とが係合し、閉蓋を維持することができる。

また、蓋体Dの内側リング47は、キャップ本体Bの注出筒6の外周面上端に軽く当接し、さらに、外側リング48は、内周下部がキャップ本体Bの側壁5の外周上部に係合し、容器内を密封することができる。

【0027】

内容液を液状で吐出する際には、吐出容器を流通時の状態で使用すればよいので、吐出容器から蓋体Dを外し、図6に示すように、スクイズ容器Aを傾け、内容液を口部1からキャップ本体Bを介して注出筒6から吐出させることができる。

40

内容液を吐出後は、スクイズ容器Aの傾きを元に戻し、蓋体Dをキャップ本体Bに装着することで閉蓋し、スクイズ容器A内を再び密封することができる。

【0028】

内容液を霧状で吐出(噴霧)する際には、まず、流通時の吐出容器から蓋体Dを外した後、アタッチメントCから流通用キャップEを外し、キャップ本体Bの上部からアタッチメントCを装着する。

その際、アタッチメントCは、本体C1の外周壁20の装着係合部21が、キャップ本体Bの蓋係合部7と係合し、キャップ本体Bに固定される。

50

また、アタッチメントCの弁押えC4は、嵌合壁40の下部内周がキャップ本体Bの側壁5の外周に当接し、さらに、内周壁42の内周および延長注出筒43の下端面がキャップ本体Bの注出筒6外周に当接することで、アタッチメントCの弁押えC4と、キャップ本体Bとの係合を強固にし、弁押えC4がアタッチメントC内で、外れたり、ズレてしまうことを防止できる。

【0029】

次に、図7に示すように、アタッチメントCの注出部17を吐出する方向に向けるように吐出容器を傾け、スクイズ容器Aの胴部2をスクイズし、その押圧力でスクイズ容器A内の内容液をノズルチップC2の噴霧孔32から霧状で吐出させることができる。

【0030】

その際、スクイズ容器A内の押圧された内容液が口部1からキャップ本体Bの注出筒6内周、アタッチメントCの弁押えC4の延長注出筒43の内周、スリット弁C3内方に順に案内され、スリット弁C3のスリット部36を吐出方向に押圧して変形させ、スリット38を開口させる。

次に、押圧された内容液は、スリット38の開口から本体C1の内側壁16内方に案内され、注出部17の注出孔25を通り、ノズルチップC2内に入り、ノズルチップC2内方と突出部24の外周とで攪拌、圧縮されて噴霧孔32から霧状で吐出させることができる。

【0031】

スクイズ容器Aの胴部2のスクイズを止めると、内容液の圧力が低下し、スリット弁C3のスリット部36の変形が元に戻され、スリット38が閉鎖させるので、吐出が止められる。

また、吐出容器が下向きに向けられていても、スクイズ容器A内の内容液がスリット部36で止められ、噴霧孔32から液が垂れ落ちることを防止できる。

再度、スクイズ容器Aの胴部2をスクイズすると、スリット弁C3のスリット部36が変形してスリット38が開口するので、内容液が無くなるまで吐出を繰り返すことができる。

【0032】

吐出容器にアタッチメントCを装着した状態で、吐出容器を閉蓋する際には、吐出容器の傾きを元に戻し、図1に示すように、蓋体DをアタッチメントCに装着することで吐出容器内を密封して閉蓋することができる。

その際、蓋体Dの側周壁46の係合突部49と、アタッチメントCの本体C1の蓋係合部18とが係合し、閉蓋を維持できる。

また、蓋体Dの内側リング47は、本体C1の注出部17の外周面上端に軽く当接し、さらに、外側リング48の内周下部が本体C1の内側壁16の外周上部に係合し、吐出容器内を密封できる。

【0033】

内容液を霧状で吐出するのを止めて液状で吐出するように戻すには、アタッチメントCをキャップ本体Bから再び外すことで内容液を液状で吐出することができる。

【0034】

本実施例の吐出容器は、キャップ本体Bに蓋体Dを直接装着することで内容液を液状で吐出する容器として、また、アタッチメントCをキャップ本体Bの上部に装着することで内容液を霧状で吐出する容器として、使用者が簡単に選択して使用することができる。

また、蓋体Dは、キャップ本体BまたはアタッチメントCに装着して閉蓋できるので、蓋体Dをキャップ本体B用とアタッチメントC用とに、複数用意する必要がない。

【0035】

さらに、スクイズ容器Aの胴部2をスクイズすることでアタッチメントCから内容液を霧状に吐出できるので、噴霧容器としてポンプ機構を使用せず、簡単な構成で噴霧することができ、また、スプリングなどの金属部品を使うことが無く、内容液に錆などが混入することがない。

10

20

30

40

50

【0036】

本実施例では、キャップ本体 B の上部に蓋係合部 7 を配設し、蓋体 D の側周壁 4 6 の内周下部に係合突部 4 9 を配設し、アンダーカット嵌合することで閉蓋するようにしているが、蓋係合部 7 および係合突部 4 9 を雄ねじおよび雌ねじで形成し、螺合により閉蓋するようにしてもよい。

その際には、アタッチメント C の本体 C 1 の蓋係合部 1 8 と、外周壁 2 0 の装着係合部 2 1 も雄ねじと雌ねじで形成し、螺合により閉蓋するようにすればよい。

以上のように、キャップ本体 B およびアタッチメント C と蓋体 D との係合形式は、閉蓋状態を維持できれば、どのような形式でもよく、上記実施例の形態に限定されない。

【0037】

本実施例では、キャップ本体 B と蓋体 D を別体で成形しているが、キャップ本体 B の外筒 9 の外周上部の一部と、裏返した蓋体 D の側周壁 4 6 の外周上部の一部をヒンジを介して連設して一体成形してもよい。

その際には、蓋体 D をヒンジを介してキャップ本体 B から開蓋した後、アタッチメント C をキャップ本体 B の上部に装着して使用することとなる。

この場合には、アタッチメント C を装着すると、キャップ本体 B は、ヒンジを介して連設された蓋体 D で閉蓋することはできないので、アタッチメント C を閉蓋の都度、取り外し、キャップ本体 B と蓋体 D とで閉蓋する必要がある。

【0038】

また、蓋体 D とキャップ本体 B との間のヒンジを破断して別体とし、アタッチメント C の上部に蓋体 D を装着するようにしてもよい。

さらに、新しい蓋体 D を用意し、アタッチメント C の本体 C 1 にヒンジを介して連設して一体成形するようにしてもよい。

【産業上の利用可能性】

【0039】

本発明の吐出容器は、内容液を液状で吐出するキャップ本体にアタッチメントを装着することにより、内容液を霧状で吐出することができ、スクイズ容器に充填された内容液を液状または霧状で吐出する吐出容器として、使用者が簡単に切り替えて使用することができるので、特に調味料、化粧品や薬剤などを充填する吐出容器として好適である。

【符号の説明】

【0040】

A	スクイズ容器
B	キャップ本体
C	アタッチメント
C 1	本体
C 2	ノズルチップ
C 3	スリット弁
C 4	弁押え
D	蓋体
E	流通用キャップ
1	口部
2	胴部
3	嵌合突部
4	上壁
5	側壁
6	注出筒
7、1 8	蓋係合部
8	内筒
9	外筒
1 0	装着部

10

20

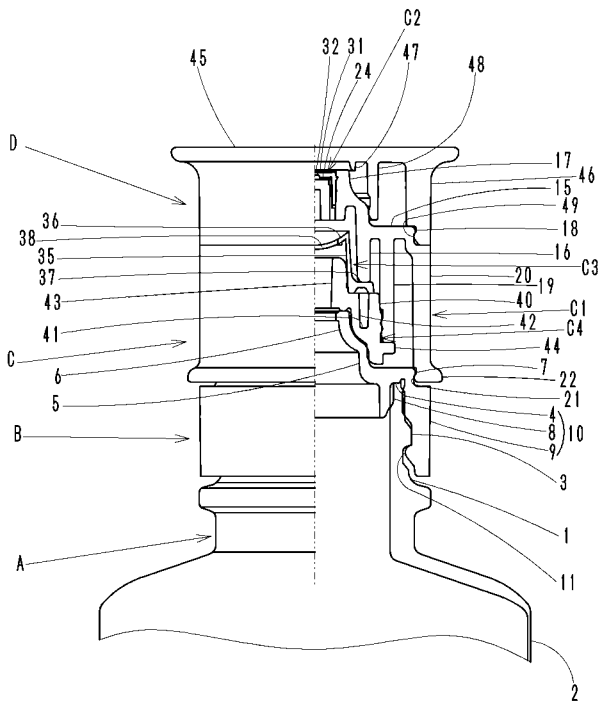
30

40

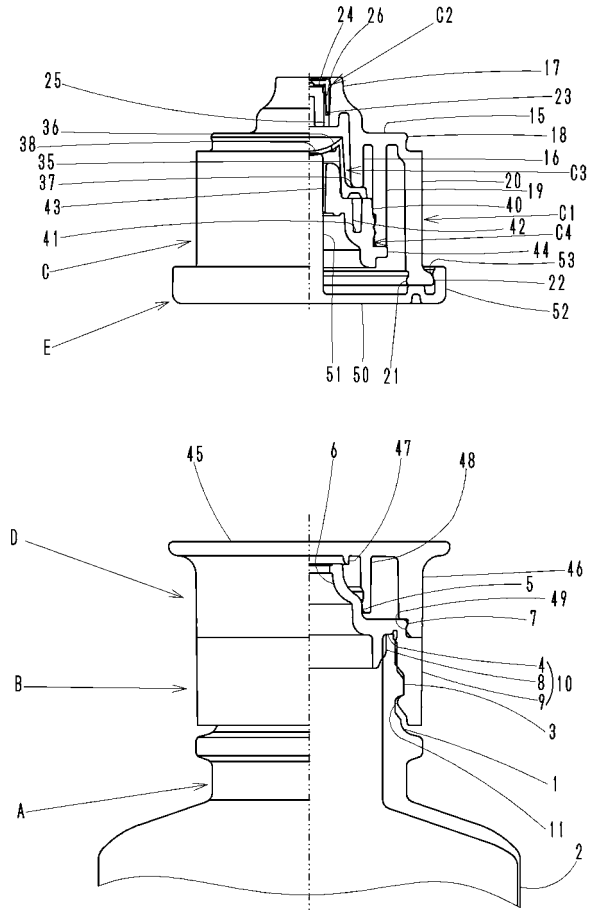
50

1 1、4 9	係合突部	
1 5	基壁	
1 6	内側壁	
1 7	注出部	
1 9	嵌合内筒	
2 0	外周壁	
2 1	装着係合部	
2 2	嵌合突条	
2 3	連結部	
2 4	突出部	10
2 5	注出孔	
2 6	縦溝	
3 0	周壁	
3 1	隔壁	
3 2	噴霧孔	
3 3	スピン通路	
3 5	環状筒	
3 6	スリット部	
3 7	フランジ部	
3 8	スリット	20
4 0	嵌合壁	
4 1	リング壁	
4 2	内周壁	
4 3	延長注出筒	
4 4	フランジ	
4 5	頂壁	
4 6	側周壁	
4 7	内側リング	
4 8	外側リング	
5 0	底板	30
5 1	突部	
5 2	筒壁	
5 3	係合部	

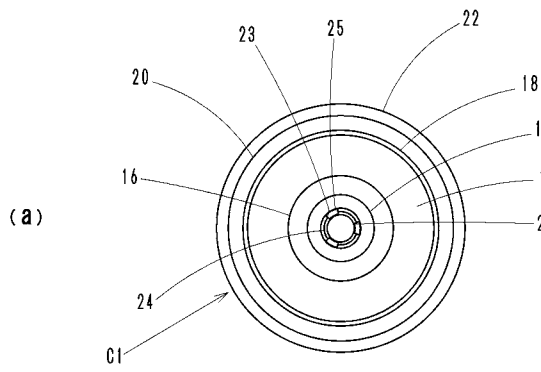
【 図 1 】



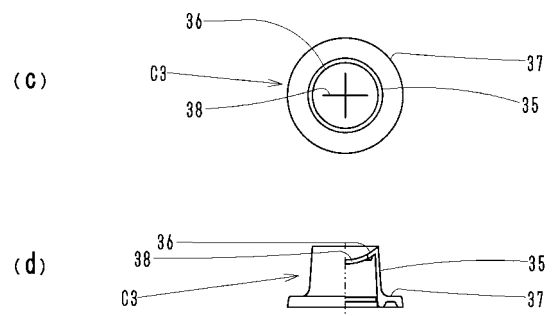
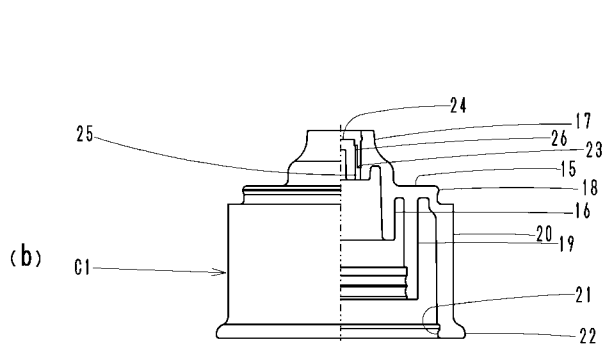
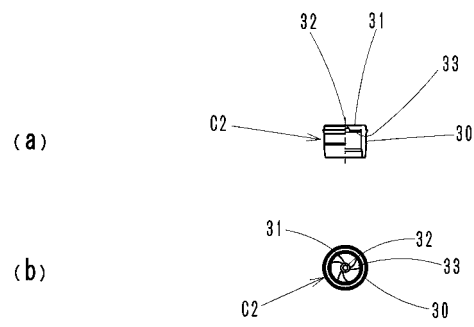
【 図 2 】



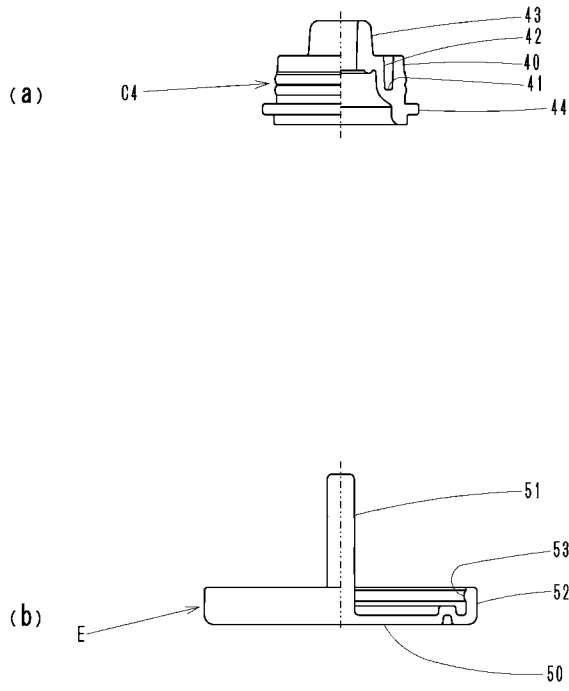
【 図 3 】



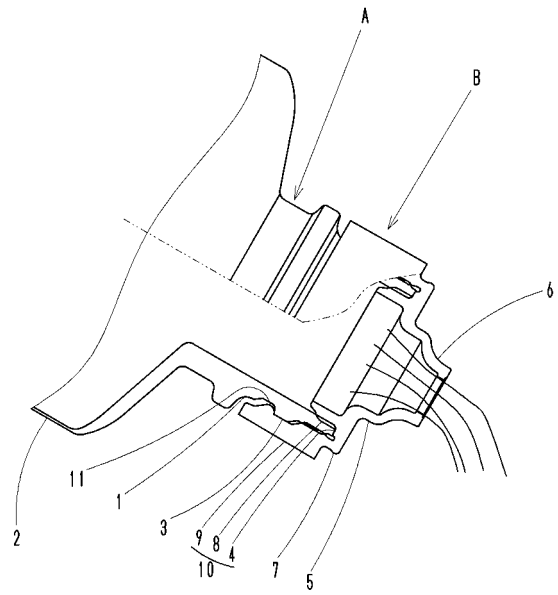
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】

